

## 志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定変更の認可

2021年5月19日  
北陸電力株式会社

昨日(5月18日)、「志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定<sup>※1</sup>」の変更について、原子力規制委員会から認可書を受領しましたので、お知らせします。

当社は、原子力部門のさらなる安全性の向上を目指し、「品質管理部<sup>※2</sup>」および「原子力安全推進部<sup>※3</sup>」を統合し、「品質管理・原子力安全推進部」を設置することから、組織改正に伴う組織名称の変更を反映した原子炉施設保安規定の変更認可申請を行いました。

(2021年3月3日お知らせ済)

昨日(5月18日)、上記申請について、原子力規制委員会から認可書を受領しました。

### ■今回の申請内容(変更内容)

組織改正に伴う組織名称変更を原子炉施設保安規定に反映  
(品質管理部の名称を「品質管理・原子力安全推進部」に変更)

以上

### ※1 原子炉施設保安規定

原子炉の運転や保安のために必要な事項を定めた規定であり、事業者が作成・申請し、国の認可を受けているもの。

### ※2 品質管理部

原子力部門の品質保証活動が関係法令および保安規定に則って実施されていることを原子力部門とは別の立場から監査している。

### ※3 原子力安全推進部

志賀原子力発電所のより高いレベルの安全性を目指すため、原子力部門の活動状況全般を原子力部門とは別の立場から監視している。